

介護保険給付にかかる費用の見込み等の考え方について

第 8 期計画（2021(令和 3)年度～2023(令和 5)年度）における保険給付の円滑な実施のため、各年度における種類ごとの介護サービス・地域支援事業の量を見込み、介護保険事業に要する費用に充てるため、3年間ごとに保険料額を設定することとなっています。

1 目標値の設定の考え方

介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正等を踏まえ、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度及び 2025（令和 7）年度、2040（令和 22）年度の 65 歳以上の高齢者人口（第 1 号被保険者数）、要介護（要支援）認定者数を推計したうえで、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度における施設・居住系サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値（目標値）と過去の介護保険給付実績等をもとに、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度の各居宅サービス等の給付見込みを年度ごとに推計して算出します。

2025（令和 7）年度、2040（令和 22）年度については、第 8 期計画の見込みと同様に、利用者数と過去の介護保険給付実績をもとに推計します。

なお、2021（令和 3）年度から介護保険料額は、計画で見込んだ「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用」をもとに算定します。

2 介護サービス見込み量算出の流れ

「1 目標値の設定の考え方」に沿って、次のとおり推計を行います。

(1) 高齢者人口（第 1 号被保険者数）の推計

$$\begin{array}{l}
 \text{「2020（令和 2）年 9 月末男女別・年齢階層（5 歳ごと）別被保険者数」} \\
 \qquad \qquad \qquad \times \\
 \text{「国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の各年伸び率」} \\
 \qquad \qquad \qquad = \\
 \text{「2021（令和 3）～2023（令和 5）\、2025（令和 7）\、2040（令和 22）年度の高齢者人口」}
 \end{array}$$

男女別・年齢階層別に、2021（令和 3）～2023（令和 5）\、2025（令和 7）\、2040（令和 22）年度の各年度の高齢者人口を推計します。

(2) 要介護認定者数の推計

$$\begin{aligned} & \text{「2021（令和3）～2023（令和5）、2025（令和7）、2040（令和22）年度の高齢者人口」} \\ & \quad \times \\ & \text{「2021（令和3）～2023（令和5）、2025（令和7）、2040（令和22）年度の認定率（推計）」} \\ & \quad = \\ & \text{「2021（令和3）～2023（令和5）、2025（令和7）、2040（令和22）年度の認定者数」} \end{aligned}$$

(1)で算出した高齢者人口に、各年度の認定率（推計）を乗じて、認定者数を算出します。

(3) 施設・居住系サービス利用者数見込みの推計

(2)で算出した要介護認定者数をもとに、介護保険施設及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護）の利用者数を見込みます。

(4) 在宅サービスの受給対象者数の算出

$$\text{「認定者数」} - \text{「施設・居住系サービス利用者」} = \text{「在宅サービス対象者」}$$

(2)で算出した要介護認定者数から「(3)の施設・居住系サービス利用者数見込み」を減じて、在宅サービスの対象者数（ ）を算出します。

（在宅サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性のある者の数）

(5) 各サービスの必要量の推計

$$\text{「在宅サービス対象者」} \times \text{「利用率」} \times \text{「1人当たり利用回数・日数等」} = \text{「各サービスの必要量」}$$

(4)で算出した「在宅サービス対象者数」をもとに、各サービス別に、利用率（ ）及び1人あたり利用回数・日数等を実績に基づき推計し、各サービスの必要量を算出します。

（在宅サービス対象者が個々の種類のサービスを利用する割合）

(6) 「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み」並びに「第1号被保険者の保険料額（2021（令和3）～2023（令和5）2025（令和7）2040（令和22）年度）」の算出

(5)で推計したサービス必要量に、別途算出する「各サービス利用1人/1回/1日あたり給付額等」を乗じ、各サービスの種類ごとの費用、地域支援事業に係る費用等を推計するなどして、「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用」並びに「第1号被保険者の保険料額」を算出します。

(参考) 保険料基準額の算定式

基準月額	=	保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	補正第1号被保険者数	÷	12
		-						
給付費の見込額		-		負担金の見込み額		所得段階別の被保険者見込数（第1段階～第9段階） × 所得段階別の基準額に対する割合（0.55～2.0）		第1号被保険者総数の見込数を、基準額を納める第1号被保険者数に換算した数
介護給付費・予防給付費 市町村特別給付費 地域支援事業費 保健福祉事業費 財政安定化基金拠出金 財政安定化基金償還金 その他（事務費関係除く）		国・都道府県・市町村の負担金・交付金 調整交付金 介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金 補助金等（上記以外） その他（事務費関係等を除く）		見込数は、過去の各年度各所得段階別の数等をもとに見込んだ数				